

障がい者支援・えべつ21プランの策定について

1 目的等

「障がい者支援・えべつ21プラン」は、市の障がい福祉施策に関する中長期的な方向性を示す基本計画である「障がい者福祉計画」と、その施策推進に向けた障がい福祉サービスや児童通所支援の提供に関する具体的な見込量やサービスを確保するための方策を示す計画である「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を合わせた3計画からなるものです。

この3計画は、いずれも令和3年度から一体的に策定したところですが、3計画のうち「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の2計画は、中間見直しのために令和5年度をもって計画期間が終了となることから、令和6年度からの次期2計画を一体的に見直すことにより、当市における障がい者及び障がい児に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

2 根拠規定

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 障がい者福祉計画 | 障害者基本法第11条 |
| (2) 障がい福祉計画 | 障害者総合支援法第88条 |
| (3) 障がい児福祉計画 | 児童福祉法第33条の20 |

3 計画期間

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 障がい者福祉計画（第5期） | 令和3年度～令和8年度（6か年） |
| (2) 障がい福祉計画（第7期） | 令和6年度～令和8年度（3か年） |
| (3) 障がい児福祉計画（第3期） | 令和6年度～令和8年度（3か年） |

4 策定体制

計画案の検討、策定に向け、学識経験者、関係団体、市民など委員13名からなる障がい福祉計画等策定委員会を設置します。

【構成】

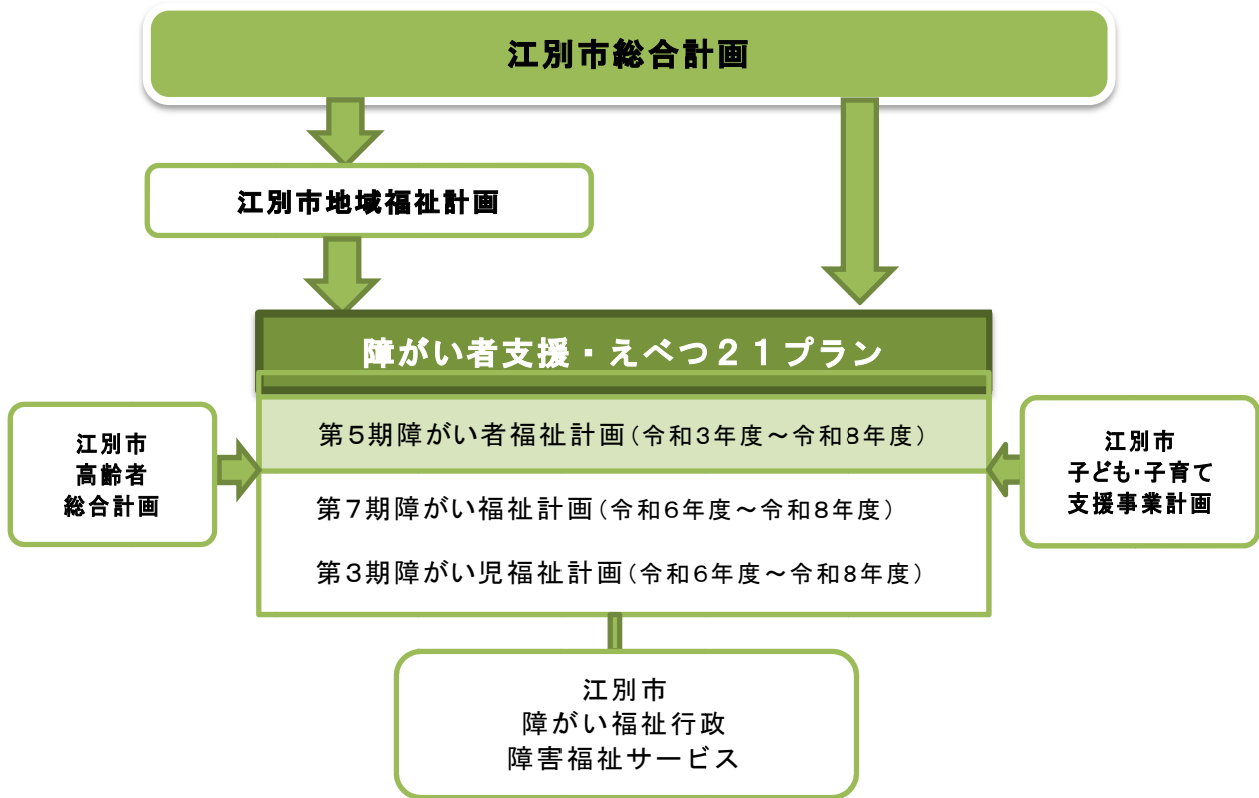
- ・学識経験者 1名（大学等）
 - ・関係団体等 10名（社会福祉協議会、障がい者団体等）
 - ・市民公募 2名
- 計 13名

障がい福祉計画等策定について

	障がい者福祉計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)
国	(第5次) 障害者基本計画 ・計画期間 R5年度～R9年度	第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針 ・計画期間 R3年度～R5年度 (都道府県及び市町村が計画策定に当たり基準とする障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針) (障害福祉計画と障害児福祉計画は一体的に提示)	
道	第2期北海道障がい者基本計画 ・計画期間 H25年度～H34年度 ※1年間延長となり R5年度まで	第6期北海道障がい福祉計画 ・計画期間 R3年度～R5年度	第2期北海道障がい児福祉計画 ・計画期間 R3年度～R5年度
市	第5期障がい者福祉計画 ・計画期間 R3年度～R8年度	第6期障がい福祉計画 ・計画期間 R3年度～R5年度	第2期障がい児福祉計画 ・計画期間 R3年度～R5年度

**3つの計画を一体的に策定
「障がい者支援・えべつ21プラン」**

《関連計画イメージ図》



《計画の期間》

令和6年度を中間見直し年度として2計画は一体的に策定します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第4期障がい者福祉計画						第5期障がい者福祉計画					
第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
				第1期障がい児福祉計画		第2期障がい児福祉計画		第3期障がい児福祉計画			

※色付きが今回策定する計画

《策定方法》

- (1) 策定委員会の設置
学識経験者、各種関係団体、市民公募委員で構成
- (2) 団体ヒアリングの実施
障がい福祉に係る関係団体に対して実施

障がい者施策の近年の動向

最新動向を踏まえた計画策定

～法律・制度・計画の改正に対応した計画策定～

- 国では「**障害者基本計画**」、北海道では「**北海道障がい者基本計画**」があり、これらの計画などを踏まえて江別市では「**障がい者計画**」が策定され、国の「**障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針**」を踏まえて、北海道では「**北海道障がい福祉計画**」及び「**北海道障がい児福祉計画**」があり、江別市では「**障がい福祉計画**」及び「**障がい児福祉計画**」が策定されています。
- 国の「**第5次障害者基本計画**」（令和5年3月）においては、「**障害者権利条約の理念**」の尊重及び整合性の確保、「**共生社会**」の実現に資する取組の推進、「**PDCA サイクル等**」を通じた実効性のある取組の推進、「**障がい特性等**」に配慮したきめ細かい支援等を各分野に共通する横断的視点として定めています。
- 北海道の「**第2期北海道障がい者基本計画**」（平成25年3月）においては、「**地域生活の支援体制**」の充実を図ること、「**自立と社会参加**」の取組みを促進、「**バリアフリー社会**」の実現を目指すことを基本の目標とし、「**第6期北海道障がい福祉計画**」（令和3年3月）においては、「**第5期障がい者就労支援推進計画**」と「**第2期北海道障がい児福祉計画**」を包含し、「**障害福祉サービス等**」及び「**障害児通所支援等**」が計画的に提供されるための実施計画として定めています。
- 国の最近の主な動きは、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正／令和3年4月改正」「障害者差別解消法／令和3年5月改正、令和6年4月施行」、「障害者雇用促進法／令和4年改正」「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法／令和4年5月公布・施行」、など、障がい者関連の法律・制度も変容しています。
- 今回の障がい者支援・えべつ21プランの見直しの大きなポイントとして、こうした最新動向を踏まえつつ、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるような体制整備を進めていくことが重要になります。

障がい者支援・えべつ21プランの概要

《基本理念》 障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成

- ① 障がいのある方の自立を地域で支えることのできるサービス提供体制づくり
- ② 施設重視の福祉から地域福祉、在宅福祉への着実な転換
- ③ 障がいのある方の自立と社会参加、就労の促進

基本目標	基本施策
1 総合的ケアマネジメント体制の確立	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がいや日常生活における相談の場と適切な情報の提供 2 各種制度や障害福祉サービスに関する総合相談窓口の充実 3 障がいのある方の自立を支える社会環境の充実
2 ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供の充実 2 市民への障がいの正しい理解の啓発 3 地域福祉・ボランティア活動の支援 4 社会参加の推進
3 障害福祉サービスの充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問系サービスの提供と充実 2 日中活動系サービスの提供と充実 3 居住系サービスの提供と充実 4 コミュニケーション手段の確保の支援 5 日常生活用具等の提供と充実 6 日常生活を安全で安心なものとする福祉サービスの提供と充実
4 保健・医療サービスの充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がいの発生予防、早期発見 2 医療・保健サービスとの連携 3 早期療育体制の充実
5 保育・教育施策の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 一人ひとりの子どものニーズに合わせた保育や教育の提供
6 雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 就労能力の向上の支援 2 就労の確保、待遇の向上促進
7 障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい福祉事業者、ボランティア団体等との連携 2 防災・安全対策の充実 3 移動・交通対策の推進 4 バリアフリーのまちづくり
8 スポーツ、レクリエーション、文化活動等、障がいのある方の社会参加の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がいのある方の社会参加活動の支援